



府 食 第 682 号
平成30年10月30日

環境大臣

原田 義昭 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成30年10月19日付け環水大土発第1810192号により貴省から当委員会に
対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条
第1項第2号の規定に基づき、環境大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、
同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でな
いときに該当すると認められる。

農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の施行に伴い、
「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかど
うかの基準」（昭和46年農林省告示第346号）を変更すること。